



島根県報

平成25年3月1日（金）

号外第18号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例	（議 員 提 出）	3
島根県議会図書室条例及び島根県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	（ " ）	4

公布された条例等のあらまし**◇島根県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第1号）**

1 条例の概要

- (1) 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任することとした。（第4条関係）
- (2) 議員は、それぞれ1の常任委員となるものとする。ただし、議長は、指名された常任委員を辞することができることとした。（第5条関係）

2 施行期日

平成25年3月1日から施行することとした。

◇島根県議会図書室条例及び島根県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）

1 条例の概要

(1) 島根県議会図書室条例の一部改正

引用する条項の整理

(2) 島根県政務調査費の交付に関する条例の一部改正

ア 地方自治法の一部を改正する法律の施行により政務調査費の名称が政務活動費に改められたことに伴う規定の整理（第1条—第8条・第11条・第14条関係）

イ 政務活動費を充てることができる経費の範囲を定めることとした。（第9条・別表第1・別表第2関係）

ウ 収支報告書を提出するときは、政務活動費の支出に係る全ての領収書等の写しを添付しなければならないこととする。こととした。（第10条関係）

エ 何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができることとする。こととした。（第12条関係）

オ 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。こととした。（第13条関係）

カ その他規定の整理

2 施行期日

平成25年3月1日から施行することとした。

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第1号

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

島根県議会委員会条例（昭和34年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第5条第4項中「第2項の規定」を「第3項の規定」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議員は、それぞれ1の常任委員となるものとする。ただし、議長は、指名された常任委員を辞することができる。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

島根県議会図書室条例及び島根県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第2号

島根県議会図書室条例及び島根県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

(島根県議会図書室条例の一部改正)

第1条 島根県議会図書室条例(昭和23年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第100条第18項」を「第100条第19項」に改める。

(島根県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第2条 島根県政務調査費の交付に関する条例(平成13年島根県条例第31号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県政務活動費の交付に関する条例

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を、「会派」の次に「(以下「会派」という。)」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費は、島根県議会の」を「政務活動費は、」に改める。

第3条の見出し並びに同条第1項及び第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第4条(見出しを含む。)中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条第1項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

第6条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第7条(見出しを含む。)中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「いう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、「その翌日」を「そ

の日後において、その日に最も近い県の休日でない日」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第 2 項から第 5 項までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 9 条を次のように改める。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第 9 条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費であつて、会派にあつては別表第 1 に、議員にあつては別表第 2 に定めるものに充てることができるものとする。

第 10 条第 1 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第 4 項中「1 件 3 万円以上のすべての支出について、」を「政務活動費の支出に係る」に改める。

第 11 条を削る。

第 12 条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第 11 条とする。

第 13 条第 2 項中「次に掲げるものは」を「何人も」に改め、同項各号を削り、同条を第 12 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(透明性の確保)

第 13 条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

第 14 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1（第 9 条関係）

経 費	内 容
調査研究費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務及び地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）並びに調査委託に要する経費

研修費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第 2（第 9 条関係）

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）並びに調査委託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要す

	る経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の島根県政務活動費の交付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の島根県政務調査費の交付に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に提出されている改正前の条例第5条第1項の規定による会派の届出は、改正後の条例第5条第1項の規定により提出された会派の届出とみなす。